

大井町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震化を図り、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、木造住宅における耐震改修工事等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大井町補助金等交付規則（平成15年大井町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であつて、神奈川県木造住宅耐震実務講習会又は一般財団法人日本建築防災協会が実施する木造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。
- (2) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修 一般財団法人日本建築防災協会発行）」に準拠した一般診断法により、耐震診断技術者が行う木造住宅の耐震性の診断をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、評点が1.0未満の木造住宅が、改修工事後の耐震診断の結果、評点が1.0以上となる工事をいう。
- (4) 耐震改修工事等 耐震改修工事、耐震改修後を想定した耐震診断、工事設計、工事積算、工事監理その他耐震改修に必要なものをいう。
- (5) 非課税世帯 第7条に規定する申請を行う年度及びその前年度において、木造住宅に居住する所有者及び全ての世帯員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が課されていない世帯をいう。

(対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反している建築物は除く。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けた建築物で、一戸建住宅（二世帯住宅及び店舗併用住宅を含む。）であるもの。ただし、昭和56年6月1日以降に増築されたもので、増築に係る部分の床面積の合計が昭和56年5月31日における延べ面積の2分の1を超えるものは除く。
- (2) 地上2階建以下の木造建築物で、在来軸組工法により建築されたもの。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法のものは除く。
- (3) 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造建築物

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条の対象建築物を町民自らが町内に所

有し、かつ、その所有者又は所有者の家族が居住している者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) この要綱において、既に補助金の交付を受けたことがある者
- (3) その他町長が不相当と認める者

- 2 補助金の交付の対象となる者は、耐震改修工事等を実施しようとする日の属する年度の4月1日（閉庁日に該当する場合は翌開庁日）以降に第7条に規定する交付の申請を行い、11月末日（閉庁日に該当する場合は翌開庁日）までに第11条に規定する完了実績報告を行うことができる者とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、1件につき第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 耐震改修工事等に要する費用の2分の1（非課税世帯の場合にあつては4分の3）までとし、100万円（非課税世帯の場合にあつては150万円）を上限とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

- 2 補助金の交付にあつては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ町長と協議するものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 第5条第1項1号に規定する非課税世帯の場合における補助金の額を適用する場合にあつては、前項の申請書類に併せて、全ての世帯員の非課税証明書（当該申請を行う年度及びその前年度に係るものに限る。）を提出しなければならない。ただし、賦課期日（当該各年度の1月1日をいう。）に本町に居住し、かつ町税の課税状況について関係部署に照会することに同意する世帯にあつては、当該非課税証明書の提出を省略することができる。

（交付の決定）

第8条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、木造住宅耐震改修工事等補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(耐震改修工事等の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに耐震改修工事等に着手するものとする。

(交付申請の変更及び取消)

第10条 交付対象者は、交付申請の変更又は取消をする場合は、木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請変更・取消申請書(第3号様式)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付申請の変更及び取消の決定)

第11条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、木造住宅耐震改修工事等補助金交付変更・取消決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(中間状況報告等)

第12条 町長は、耐震改修工事等において必要があると認めるときは、交付対象者から報告を求め、又はその工事現場に立ち入り、工事状況等を確認することができる。

(完了実績報告)

第13条 交付対象者は、耐震改修工事等の終了後、速やかに木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書(第5号様式)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 町長は、前条の完了実績の報告を受け、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、木造住宅耐震改修工事等補助金交付確定通知書(第6号様式)により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第15条 前条の確定通知書を受けた交付対象者は、速やかに木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び返還)

第16条 町長は、交付対象者が虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき又はこの要綱の規定に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることが

できる。

(実施細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。